

平成20年7月から

## 物資供給事業

# 償還利率の引き上げ 償還方法の変更

物資供給事業は、預託金管理経理から借り入れた資金により行われていますが、前号でお知らせしましたとおり、この借入れの利率が引き上げられたことに伴い、償還中の方も含め、償還利率が引き上げられました。

償還利率の引き上げについては、手数料率の基準表を2.5%、3.0%、3.5%の3表から2.5%の基準表を削除して平成20年7月から3.0%(又は3.5%)の基準表が適用されることとなってまいりましたが、償還方法の見直しを行い、アドオン方式から元利均等償還方式へ移行するとともに、利率の変動幅を0.5%から貸付方式と同様の0.1%きざみに変更し、平成20年7月からの適用利率を2.9%としました。

また、貸付事故の増加への対応策として、利用の制限を変更しました。詳細については下表のとおりです。



	変更前	変更後(平成20年7月から)
償還方法	アドオン方式	元利均等償還方式(貸付事業と同じ)ただし、毎月返済部分とボーナス返済部分を分けて取り扱う。
利息相当部分	決定時に割賦手数料率をかけて算出し、均等割で償還する。	毎月、前月末の未償還元金に対し、月利で利息計算し償還する。
元金相当部分	均等割で償還し、初回に利息相当部分も含めて端数調整を行う。	利息部分と合わせた毎月償還額は定額で、償還額から利息を差し引いた額を元金として償還し、端数調整は最終回に行う。
繰上償還	残回数に応じた精算率により算出された精算額を未償還元金から控除して全部繰上償還する。 一部繰上償還はできない。	未償還元金の毎月返済部分及びボーナス返済部分それぞれについて全額又は償還予定の元金の一部を繰り上げて償還することができる。ただし、ボーナス返済の最終償還月は、毎月返済の最終償還月の範囲内とする。
償還回数	一括又は2回から60回までの分割償還で毎月償還の期間内において、割賦手数料を含めた金額の2分の1の範囲内でボーナス分の均等償還ができる。	一括又は2回から60回までの分割償還で毎月償還の期間内において、共済組合による立替金額の2分の1の範囲内でボーナス分の均等償還ができる。
利用限度額	200万円(償還中の未償還元金を含める。)	(変更なし)
利用制限	物資供給事業の毎月の返済額が給料月額額の30%以内であること。	物資供給事業と貸付事業を合わせた毎月の返済額が給料月額額の30%以内であること。

ボーナスは  
**共済貯金(臨時増額貯金)**  
をご利用ください

高利回り・安全 **年利1.5%**

現在口座をお持ちでない方も、印鑑票をご提出いただくだけで簡単にご加入できますので、ぜひこの機会にご加入ください。ご加入の申し込み、臨時増額貯金払込通知書の受け取りは所属所の共済事務担当課(係)までお願いします。

### 物資指定店

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
追加	H20.5.2	(有)ケイツーオート	西条市喜多川640-4	(0897)58-2101	自動車
	H20.5.21	(株)はなやま	西条市朝日市555-2	(0897)55-2179	自動二輪車
変更住所	H20.5.30	アイ・アイ・イー古川店	松山市古川西2-8-35	(089)958-7788	眼鏡